別表六(十)の記載の仕方

- 1 この明細書は、青色申告書を提出する法人が措置 法第42条の4第4項(試験研究を行った場合の法人 税額の特別控除)の規定の適用を受ける場合(当該 法人が同条第8項第3号の通算法人である場合には、 同号イの他の通算法人が同項第2号に規定する他の 事業年度において同条第4項の規定の適用を受ける 場合を含みます。)に記載します。
- 2 「増減試験研究費割合の計算」、「試験研究費割 合の計算」及び「税額控除割合の計算」の各欄は、 当該事業年度(通算子法人である措置法第42条の4
- 第8項第3号の通算法人にあっては、当該事業年度 終了の日に終了する当該通算法人に係る通算親法人 の事業年度)が令和3年4月1日から令和8年3月 31日までの間に開始する各事業年度である場合にの み記載します。
- 3 「当期税額控除可能額18」の欄は、当該法人が措置法第42条の4第8項第3号の通算法人である場合には「((ほ)と(エア)のうち少ない金額)又は」を消し、その他の場合には「又は(別表六(十)付表「23」、「26」又は「28」)」を消します。